

藤沢市環境基本計画

第 1 次素案

2021 年（令和 3 年）7 月

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景

本市では、1996年度（平成8年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998年度（平成10年度）に「藤沢市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまちー藤沢」の実現を目指しました。2016年度（平成28年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、社会情勢は大きく変化しています。国際的には、2015年（平成27年）に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定」が採択され、国連総会では、2030年（令和12年）に向けた、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

国内では、2018年（平成30年）に国の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であることが示されました。2020年（令和2年）には、「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、これに伴い2050年（令和32年）カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

地球温暖化に伴い、台風の大型化や気温上昇による熱中症の搬送者の増加など、さまざまな影響が予想されており、国では、2018年（平成30年）に「気候変動適応計画」が閣議決定されるとともに、同年に「気候変動適応法」が施行されました。これにより、地方公共団体に対しては、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への適応策が求められています。

県では、国に先立ち2020年（令和2年）に「かながわ気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減を図るための「緩和策」と気候変動による影響の回避・軽減を行うための「適応策」に取り組んでいくとしています。

このように本市の環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しているため、「藤沢市環境基本計画」の計画期間の満了に当たる2022年度（令和4年度）を待たず、1年前倒して計画の改定を行います。計画の改定にあたっては、国や県の動向、「藤沢市市政運営の総合指針」をはじめとする本市の関連計画等と整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応していくための計画とします。

2 計画の目的

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき、自然環境及び生活環境などの保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とします。

また、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が一体となって環境の保全と創出に取り組んでいく指針となるものです。

3 計画の範囲と位置づけ

本計画で扱う環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「地球環境」、「環境教育・協働」とし、対象地域は藤沢市全域とします。

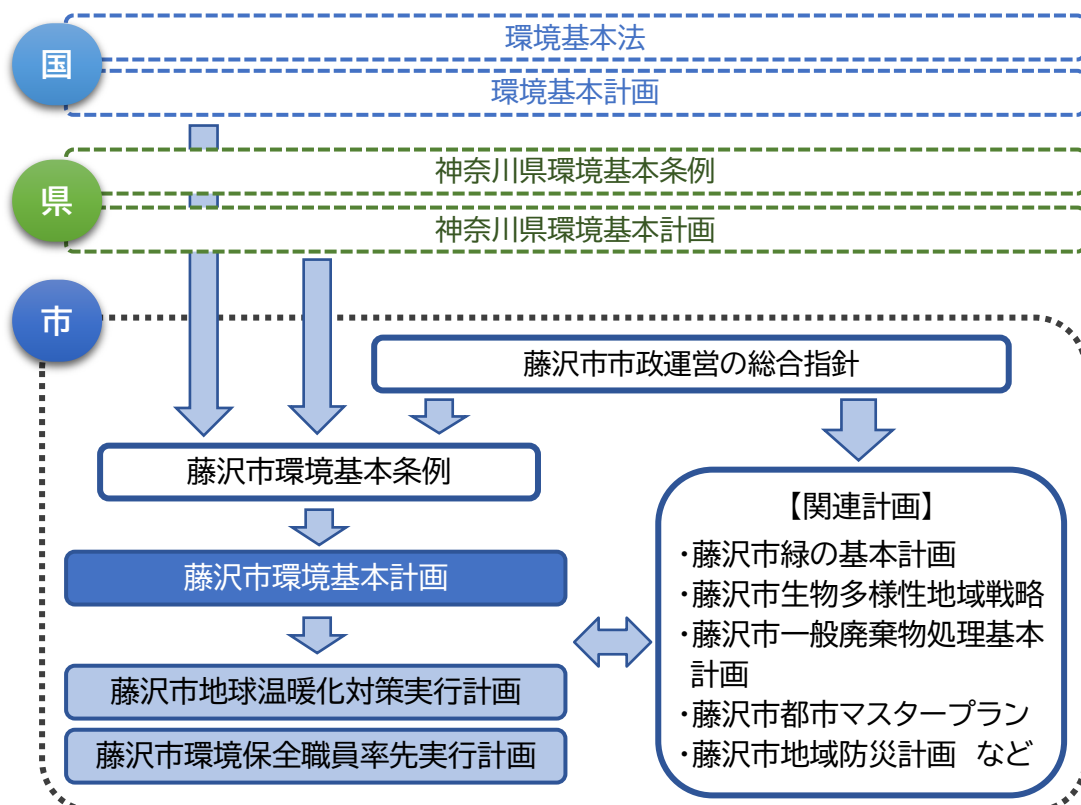
ただし、県や国、地球規模の取組も求められるため、必要に応じて国や県、近隣自治体との連携を行います。

■計画の対象とする環境の範囲

区分	対象
生活環境	大気質、水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護、土壌、騒音、振動、悪臭、景観、文化財、観光など
自然環境	緑、緑地、里地里山、河川、海洋、公園、環境保全型農業など
資源循環	資源リサイクル、廃棄物処理など
地球環境	地球温暖化、二酸化炭素、エネルギー、交通、防災など
環境教育・協働	環境教育、環境学習、各主体の協働による環境活動など

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき本市の環境の保全、再生、創出に関する総合的、長期的な目標、施策の推進を図るため、本市における環境施策に関する基本計画として位置づけられるものであり、本市のまちづくり、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の基本的な方向性に沿って策定、推進されるべきものとします。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

2022年度（令和4年度）～2030年度（令和12年度）の9年間とします。

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の点検結果を公表するとともに、社会経済情勢の変化や行政の整備等の進み具合に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

■藤沢市環境基本計画の期間



5 計画の構成

第1章 計画の概要

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 1 計画改定の背景 | 2 計画の目的 | 3 計画の範囲と位置づけ |
| 4 計画の期間 | 5 計画の構成 | |

第2章 現状と課題

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 社会情勢の変化 | (2)国の第五次環境基本計画 |
| (1)持続可能な開発目標 (SDGs) | (4)循環型社会をめぐる動向 |
| (3)生物多様性をめぐる動向 | (6)県の動向 |
| (5)気候変動対策をめぐる動向 | |

- | | | | |
|------------|---------|---------|------------|
| 2 本市の現状と課題 | (3)資源循環 | (4)地球環境 | (5)環境教育・協働 |
| (1)生活環境 | (2)自然環境 | | |

- | | |
|----------------|----------|
| 3 前計画における評価と課題 | (2)今後の課題 |
| (1)前計画における評価 | |

- | | |
|-----------------|------------------|
| 4 環境意識調査 | (2)事業者の環境に関する満足度 |
| (1)市民の環境に関する満足度 | (4)今後の課題 |
| (3)重点的に進めるべき施策 | |

第3章 計画が目指すもの

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 1 総合環境像 | 2 環境像 | 3 計画の施策体系 |
|---------|-------|-----------|

第2章 現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

世界では、気候変動や貧困などのさまざまな問題に直面する中で、2015年(平成27年)にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが掲げられました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップの5つの要素について2030年(令和12年)を期限とする包括的な17のゴール(目標)と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、地球環境の保全と、豊かさの追求を両立することを目的としています。SDGsでは、経済成長・社会的包摂・環境保護に関する課題に、統合的に取り組むことで持続可能な社会へ変革することが求められており、各国政府は当事者意識を持って17の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

■SDGsを構成する5つの要素



出典：国際連合広報センター

■SDGsの17のゴール

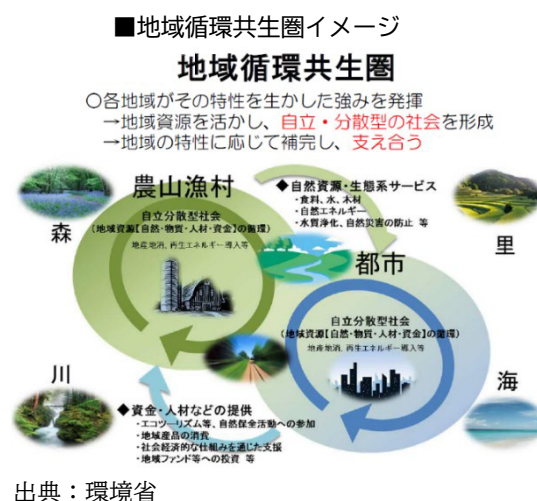
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10 国内および各国間の不平等を減らす</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2 飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11 都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12 持続可能な消費・生産形態を確実にする</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標 4 すべての人々に、だれもが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14 持続可能な開発のために、海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標 6 すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、持続可能な水・衛生管理を確実にする</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 15 陸の生態系を保護・回復するとともに持続可能な利用を推進し、持続可能な森林管理を行い、砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、生物多様性の損失を止める</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7 すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い持続可能で現代的なエネルギーを利用できるようにする</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16 持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8 すべての人々にとって、持続的だれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17 実施手段を強化し、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標 9 レジリエントなインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、イノベーションを推進する</p>		

出典：「SDGs とターゲット新訳」制作委員会

(2) 国の第五次環境基本計画

2018年(平成30年)に閣議決定された「第五次環境基本計画」は、SDGs、パリ協定後に初めて策定された環境基本計画であり、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。



(3) 生物多様性をめぐる動向

1992年(平成4年)に開催された「リオ地球サミット」において、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」の3つを目的とした「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐため2010年(平成22年)に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において愛知目標が採択されました。愛知目標は、2020年(令和2年)を達成年とし、20の目標が掲げられていましたが、2020年(令和2年)時点では、目標を達成しておらず、達成できた要素は全体の約1割と報告されています。

2020年(令和2年)以降の国際目標については、2020年(令和2年)に草案が公表され、その中で中・長期の目標案として、「2030・2050ゴール」が設定されています。それぞれ2030年(令和12年)までに生態系の損失を実質ゼロにすること、2050年(令和32年)までに20%以上向上させることとされています。

さらに、生物多様性の損失を食い止めるためには大胆な変革が必要であることから、「Transformative change(革命的な変化)」という方向性のもと、20の個別目標(2030行動目標)が設定されています。これらの目標は、SDGsと関連しています。

国では、ポスト愛知目標に向かって、SATOYAMAイニシアティブのさらなる展開、グリーンインフラなど生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策(Eco-DRR)、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

(4) 循環型社会をめぐる動向

●第四次循環型社会形成推進基本計画

2018年(平成30年)に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGsの考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

●食品ロス対策

日本では、まだ食べることができる食品が、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、SDGsのターゲットの1つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。こういった状況を踏まえ、2019年(令和元年)に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020年(令和2年)には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

●プラスチックごみ対策

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、SDGsのターゲットの1つにも「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられています。

海洋プラスチックごみによる汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、2019年(令和元年)に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、2020年(令和2年)には、プラスチック製買い物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

2021年(令和3年)には、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(意見具申)」をとりまとめるとともに、同年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されました。この法律案は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じようとするものです。

(5) 気候変動対策をめぐる動向

近年、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。2015年（平成27年）にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、採択された法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」では、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求を目標とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」が明言されました。これまでの「低炭素化」路線からの大きな転換点とされています。その後、2018年（平成30年）に開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において公表された「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に食い止めるためには、2050年頃に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする必要があると報告されています。

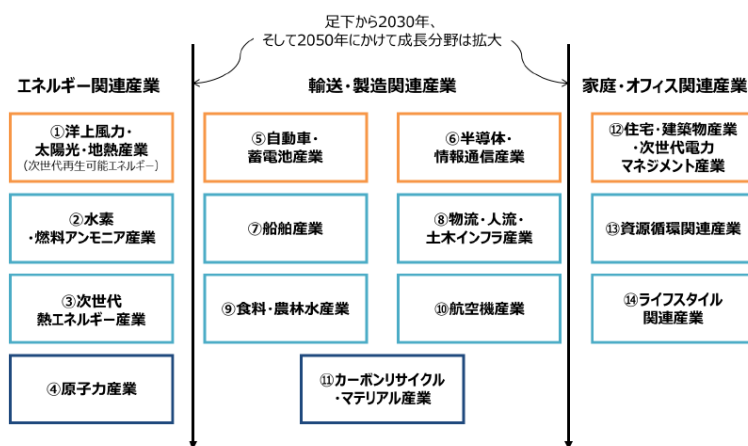
●国の温室効果ガス削減目標

国では、2020年（令和2年）に開会した臨時国会において、菅首相の所信表明演説の中で、2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされました。この目標の達成に向け、2021年（令和3年）に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。この戦略は、2050年（令和32年）カーボンニュートラルを目指す上で取組が不可欠な14の重要分野ごとに、目標、現状の課題、今後の取組が明記されています。

●気候変動への適応

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、影響に備えるための「適応」が必要とされています。日本では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。国では、2018年（平成30年）に「気候変動適応法」を施行し、同年に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。計画には、7つの基本戦略として、分野ごとの適応に関する取組が示されています。

■2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略における重要分野の整理図



出典：経済産業省

(6) 県の動向

●神奈川県環境基本計画

1996年度（平成8年度）に制定された「神奈川県環境基本条例」に基づき、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。2015年度（平成27年度）に改定した「神奈川県環境基本計画」では、基本目標の「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの大柱を掲げています。

●かながわ生物多様性計画

「生物多様性基本法」に基づき、2016年（平成28年）に「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として掲げ、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の生物多様性への理解を深め、保全のための行動を起こしていけるように取組を進めています。

●神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画であり、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組を進めています。

●神奈川県地球温暖化対策計画

事業者や県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すため、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。自然的・経済的・社会的状況に応じた「気候変動適応法」に関する施策を推進するための計画である「気候変動適応計画」を内包しており、気候変動に対する適応策として、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

●かながわ気候非常事態宣言

2019年（令和元年）の台風第15号及び第19号により生じた、記録的な暴風や高波、高潮、大雨、大規模な土砂崩れ、浸水等により甚大な被害を受けており、今後もこのような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「いのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいく気候非常事態を宣言しました。

2 本市の現状と課題

(1) 生活環境

●環境の現状

大気環境は、概ね良好に維持されています。しかし、光化学オキシダントは環境基準に適合していないため、特定事業場や自動車等への発生源対策を進めています。

土壌汚染については、事業者に対する浄化等の必要な指導を行い、地下水汚染がみられた場合は関係事業者に対する周辺地域への拡大防止対策等の指導を行っています。また、有害物質の使用等がある事業場に対して監視・指導等を実施しています。さらに、地下水汚染については、市内の地下水汚染の状況を把握するために、地下水の監視を実施しています。

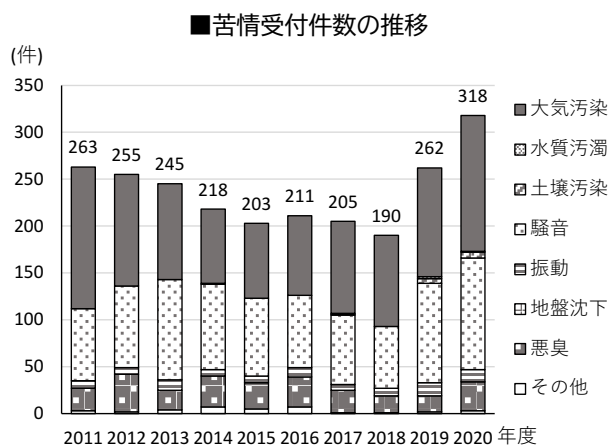
河川や海域の水質は、概ね良好な状態です。年によって一部の環境基準を達成できていない河川があり、工場排水及び畜産排水等への対策や、生活排水対策として公共下水道、浄化槽の整備等を進めています。

交通騒音は、一部の住宅等で騒音の環境基準を超過しています。道路路面の補修等の維持管理や公共工事における騒音・振動の低減対策、営業騒音に対する改善指導等を実施しています。

苦情件数は、2010年度（平成22年度）以降減少傾向でしたが、2020年度（令和2年度）に増加しました。苦情の種類別では、野焼きなど大気に関する苦情が最も多く、次いで建設工事などに係る騒音の苦情、飲食店などの営業に係る悪臭の苦情が多くなっています。

江の島の街並みや湘南 C-X（シークロス）などの魅力のある都市景観を保全するため、市民・事業者と協力して整備や環境の維持に努めるとともに、景観形成地区等の指定を行い、建物の建築や木竹の伐採などを制限し、景観の維持・形成に努めています。

市内には、国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があり、これらの文化・歴史的資源を適切に保全・管理するとともに、文化財に関する調査成果の刊行や、小学生のための郷土資料講座の実施など周知・活用を図っています。



■一級河川 小出川



●今後の課題

- ・ 大気を良好な状態に保つため、継続的な監視及び発生源への対策に取り組んでいく必要があります。
- ・ 土壌・地下水の汚染防止のため、汚染状況の継続的な監視及び規制対象事業場を中心に監視・指導等を行っていく必要があります。
- ・ 河川及び海域の水質改善・維持のため、今後も公共下水道の整備や生活排水処理施設の整備を進めるとともに、農業・畜産に伴う排水対策や排水施設を設置している事業場の監視・指導、環境保全型農業などの支援等を行っていくことが求められます。
- ・ 苦情件数が増えている建設工事などに係る騒音や飲食店などの営業に係る悪臭の苦情については、解決に苦慮する案件が多いため、事業者に対する指導等、適切な対処を行っていく必要があります。
- ・ 魅力のある都市景観を保全するため、市民・事業者・行政の景観形成に対する理解と協力を図り、三者の協働による景観の維持・形成が求められます。
- ・ 市内に数多くある文化財を適切に保全するとともに、市民の文化・歴史に対する理解と関心を高めるため、情報整備・提供を行い、有効利用を図ることが求められます。

(2) 自然環境

●環境の現状

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など変化に富んださまざまな地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川などの川沿いの斜面林は、周辺の農地や川辺が一体となった環境を形成しており、川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪などの谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されながら里地里山として維持されてきました。

行政では「藤沢市緑の基本計画」に基づき緑地の保全、都市公園の整備、公共施設や民有地の緑化の推進を行っていますが、近年の人口の増加傾向と相まって緑地率及び市民一人あたりの都市公園等の面積は微減傾向となっています。

農地は緑地機能や災害の防止機能などをもち、景観維持としても重要な役割をもっています。本市の農用地区域面積は減少しており、生産緑地地区として保全するとともに、「藤沢市地産地消推進計画」に基づき、「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、生産者、消費者、事業者及び行政が一体となって「地産地消」を推進するなど、本市の特色ある農水産業の持続的な発展及び健康で豊かな市民生活の実現を目指しています。

■引地川特別緑地保全地区



■辻堂海岸の植生状況



●今後の課題

- ・ 河川部や台地、谷戸、海岸部などさまざまな姿で本市に残る緑を保全するため、それぞれの地域ごとの生態系に合わせた保全を行うとともに、地域間をつなぐ生態系ネットワークを形成するための適正な管理等が求められます。
- ・ 継続して固有性の高い海岸部のビオトープ拠点や水辺のビオトープ拠点の保全を県・市民団体・NPO 法人・大学等と協働で実施するとともに、市民の関心を高めるため情報提供等を行っていく必要があります。
- ・ 緑地率や市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向にあり、引き続き、市内の緑地の確保・保全に努めていく必要があります。
- ・ 環境保全型農業を推進し、安全・安心な食の確保と環境に配慮した農業への転換が求められます。

(3) 資源循環

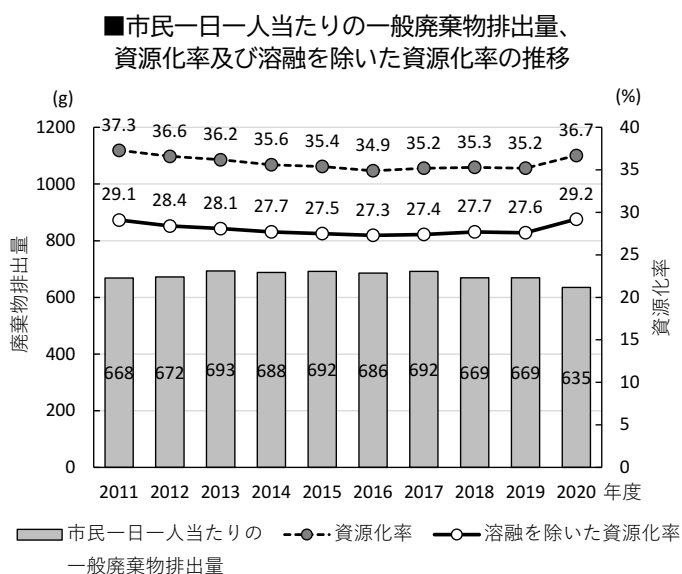
●環境の現状

市民一人一日当たりの要処理一般廃棄物排出量は、2016年度（平成28年度）以降、減少しています。家庭ごみは2016年度（平成28年度）以降、減少していましたが、2019年度（令和元年度）は台風による災害廃棄物等の増加、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しました。事業系ごみは、大型商業施設の開業などにより、事業系可燃ごみが増加していましたが、近年は横ばいとなっています。また、廃棄物の資源化率及び溶融資源化を除いた資源化率は微減傾向となっており、2020年度（令和2年度）は資源化率が36.7%、溶融資源化を除いた資源化率が29.2%でした。行政では、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者・行政が一体となっておみ減量・資源化を推進しています。

社会動向としてはプラスチックごみや食品ロスの問題が注目されており、本市でも生ごみ処理器等の購入助成やフードシェアリングサービス事業者との連携による食品ロス削減対策、商品プラスチックリユース事業等によるプラスチックごみ削減対策に取り組んでいます。

廃棄物の適正処理を推進するため、不法投棄の防止、一般廃棄物処理業者への指導等を行っています。また、2008年（平成20年）からインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるごみ検索システム、2015年（平成27年）からはスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」を開始し、市民のごみ減量・資源化に対する利便性向上を図っています。

「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町間で「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、広域的かつ総合的に適正な処理施設の整備を進めています。



■スマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」



●今後の課題

- ・ 家庭系ごみ排出量は減少傾向ですが、更なる削減に向けて、今後も家庭における生ごみの削減やごみの資源化に対する利便性の向上など、リデュース・リユース・リサイクル（3R）を推進していく必要があります。
- ・ 食品ロスやプラスチックごみの削減のため、家庭でできる行動の意識啓発や事業者と協力した取組等を推進することが求められます。
- ・ 各ごみ処理施設の老朽化が課題となっており、各処理施設の適切な運営と老朽化などの状況に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- ・ ごみの広域処理を推進するため、県や周辺自治体と連携して廃棄物処理の安定化、効率化及び廃棄物処理施設の延命化を図っていく必要があります。

(4) 地球環境

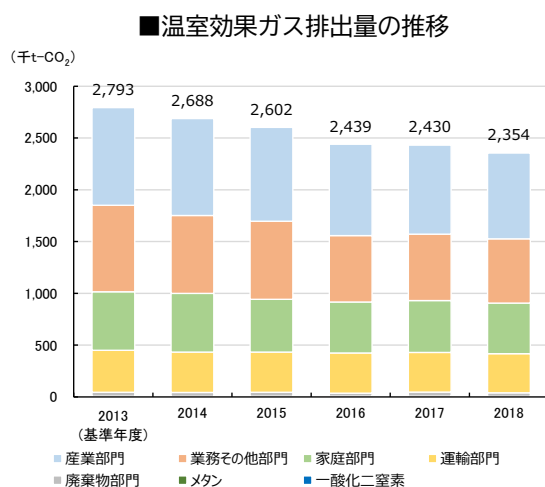
●環境の現状

行政では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働で地球温暖化防止の取組を進めています。併せて、行政が一事業者として、環境保全やエネルギー使用量の削減を率先して行うための「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

国では、地球温暖化に伴い、大雨の頻度の増加や熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動の影響による被害を回避・軽減していくために、2018年（平成30年）11月に「気候変動適応計画」を閣議決定するとともに、同年12月には「気候変動適応法」を施行し、地方公共団体に対して、区域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動の適応に関する施策を講じることを求めています。また、2020年（令和2年）10月には、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指していくとしています。

本市では、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、「脱炭素社会の実現に向けた2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロ」、「気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化」、「あらゆる主体による気候変動の危機的状況の情報共有、協働による気候変動対策の実施」を進めています。

本市の温室効果ガス排出量は2013年度（平成25年度）以降、順調に減少しており、2018年度（平成30年度）は、2,354千t-CO₂と2013年度（平成25年度）から439千t-CO₂（15.7%）削減しています。



■市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器



●今後の課題

- ・ 2050年（令和32年）までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするために、排出割合の大きい産業部門や業務その他部門における対策を強化していく必要があります。また、本市では、今後、2030年（令和12年）まで人口が増加していくことが予測されるため、家庭部門や運輸部門における対策も併せて強化していく必要があります。
- ・ 脱炭素まちづくりに向けて、みんなが環境に配慮した省エネ行動を実践している新しい生活様式の普及啓発や環境にやさしい都市システムの構築、エネルギーの地産地消などを推進する必要があります。
- ・ 市民・事業者を先導するため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、行政が率先的に地球温暖化対策へ取り組んでいく必要があります。
- ・ 気温上昇、近年多発する台風及び局地的な大雨などの気候変動による影響の回避・軽減に向けて、継続的に適応策を講じていく必要があります。

(5) 環境教育・協働

●環境の現状

現在私たちが直面しているさまざまな環境問題の解決を図るためには、環境の保全、再生、創出に向けて、環境教育・環境学習によって理解を深めるとともに、市民・事業者・行政が連携・協働し、各主体自らが実際の行動に移すことが不可欠です。そのためには、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、日々の生活と結びつけて考え、理解を深めることができるような状況や場づくりが重要です。

行政では、市内の自然を紹介する刊行物や公民館における環境関連講座の開催などにより環境情報の整備と提供、共有化等を図っています。また、小学校や保育園等でのごみ体験学習会や「リサイクルプラザ藤沢」を活用した環境啓発等により、環境学習の場や機会の創出に努めています。

より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持ち、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されるよう、2009年度（平成21年度）に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。また、誰もが日々の生活のなかでエコな取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民・事業者の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

海岸ボランティア清掃「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や地区内道路等のボランティア清掃をはじめとして地域自治会や市民、団体等と協力して環境美化の意識を高めるよう地域活動及び啓発活動を推進しています。環境美化活動への参加者数は年々増加し、2019年度（令和元年度）は延べ134,425人が参加しました。

■『藤沢の自然』シリーズ



■ゴミゼロクリーンキャンペーン



●今後の課題

- ・ 環境教育や環境学習の充実を目指すとともに、幅広い世代に向けた情報提供を推進し、市民や子どもたちの環境美化の意識向上を図る必要があります。
- ・ 市民による環境保全活動を継続して推進するとともに、多様な体験学習や事業者と協力した環境学習等を実施することで、環境保全活動を幅広く展開していくことが求められます。
- ・ 食品ロスやプラスチックごみの削減といった新たな環境問題に対しても、市民・事業者と協力した取組を推進する必要があります。
- ・ 各主体が協働・連携して取組を進めていくため行政が率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市連携により広域的に先進的な取組を進めていく必要があります。

3 前計画における評価と課題

(1) 前計画における評価

●環境にやさしく空気や川のきれいな藤沢

ダイオキシン類や有害大気汚染物質、微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準を達成しており、良好な状態を保っています。

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染については、一部の項目・一部の測定地点で環境基準を達成していません。

また、「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量の確保に向けて、公園等の整備や条例に定められた制度による緑化などを進めていますが、近年の人口の増加傾向と相まって、微減傾向にあり、最終目標値には届いていない状況です。

達成指標	2020年度 達成状況
大気汚染に係る環境基準を達成する	△
有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する	○
ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を達成する	○
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準を達成する	○
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する	△
土壌汚染に係る環境基準を達成する	△
「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量を確保する	-
水質汚濁に係る環境基準を達成する	△
ダイオキシン類による水質汚濁、底質汚染に係る環境基準を達成する	○
放射線量モニタリングを定期的実施・公表し、放射性物質への対応を実施する	○

○は達成、△は一部未達成、×は未達成、-は継続

●快適で潤いのある、住みやすい藤沢

ごみ分別の促進などにより、市民一人一日当たりの一般廃棄物排出量と廃棄物の資源化率の最終目標値を上回っており、目標を達成する見込みです。また、都市景観条例及び景観計画に基づき、適切に景観誘導を図ることで目標を達成しています。

騒音については、一般環境調査・航空機騒音調査では、全ての測定地点で環境基準を達成しましたが、自動車騒音調査では、一部の地域で環境基準を達成していません。

達成指標	2020年度 達成状況
市民一人一日当たりの一般廃棄物排出量を 693 g 以下にする	－
廃棄物の資源化率を 32.5%以上にする	－
廃棄物の資源化率から溶融資源化を除いた場合、24.1%以上にする	－
騒音に係る環境基準を達成する	△
航空機騒音に係る環境基準を達成する	○
市民一人当たりの都市公園等の面積を概ね 14 m ² にする	－
届出対象行為に該当する大規模建築物等における景観形成基準を達成する	○
藤沢産利用推進店の登録店舗の数を 177 店舗にする	－

○は達成、△は一部未達成、×は未達成、－は継続

●豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

藤沢市みどり基金を活用した緑地の維持管理や取得、特別緑地保全地区などの緑地の保全に取り組む、2020年度（令和2年度）からは新たに川名緑地において、NPO法人との協働による保全活動を開始しました。また、池や遊水地などの貴重な水辺の保全・整備などの生物多様性の保全や環境情報の提供に努めるとともに、既存ビオトープの保全と再生に取り組んでいます。

達成指標	2020年度 達成状況
市民協働により保全活動を行う緑地数を増加する	－
ビオトープ拠点を保全・再生し、創出する	－

○は達成、△は一部未達成、×は未達成、－は継続

●環境への意識が高く積極的な活動がなされている藤沢

ホームページや市民ギャラリー常設展示室で資料を公開し、歴史を踏まえた文化の継承に努めることができましたが、環境関連講座や体験学習、環境美化活動については、新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴い、一部中止としたため、2020年度（令和2年度）では目標を達成できませんでした。

達成指標	2020年度 達成状況
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用を充実させる	○
公民館等における環境関連講座の実施を推進する	×※
環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やす	×※
環境美化活動への参加人数を増やす	×※

○は達成、△は一部未達成、×は未達成、-は継続

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため一部の講座や見学、美化活動を中止

●未来の地球環境への投資を行う藤沢

温室効果ガス排出量の削減は進んでいますが、2018年度（平成30年度）時点では、1990年度（平成2年度）比で28.5%の削減であり、目標年度である2022年度（令和4年度）までに温室効果ガス排出量を40%削減するのは難しい状況にあります。また、家庭における温室効果ガス排出量は1990年度（平成2年度）よりも増加しており、目標の達成は難しい状況にあります。

達成指標	2018年度※ 達成状況
温室効果ガスを1990年度（平成2年度）比、40%削減する	-
国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスを削減する	-

○は達成、△は一部未達成、×は未達成、-は継続

※温室効果ガス排出量に使用する統計資料の公表時期により実績は2018年度時点

（2）今後の課題

- ・ 大気や水質、騒音における環境基準の達成に向けて、対策を進めていくとともに、継続的に調査を行い、達成状況を把握していく必要があります。
- ・ 緑地の保全に関する取組を継続していくとともに、緑地の創出についても取り組んでいく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、環境意識の向上を図るために、新しい生活様式に即した取組を検討していく必要があります。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、新たな目標を設定し、エネルギーの地産地消などを計画的に取り組んでいく必要があります。

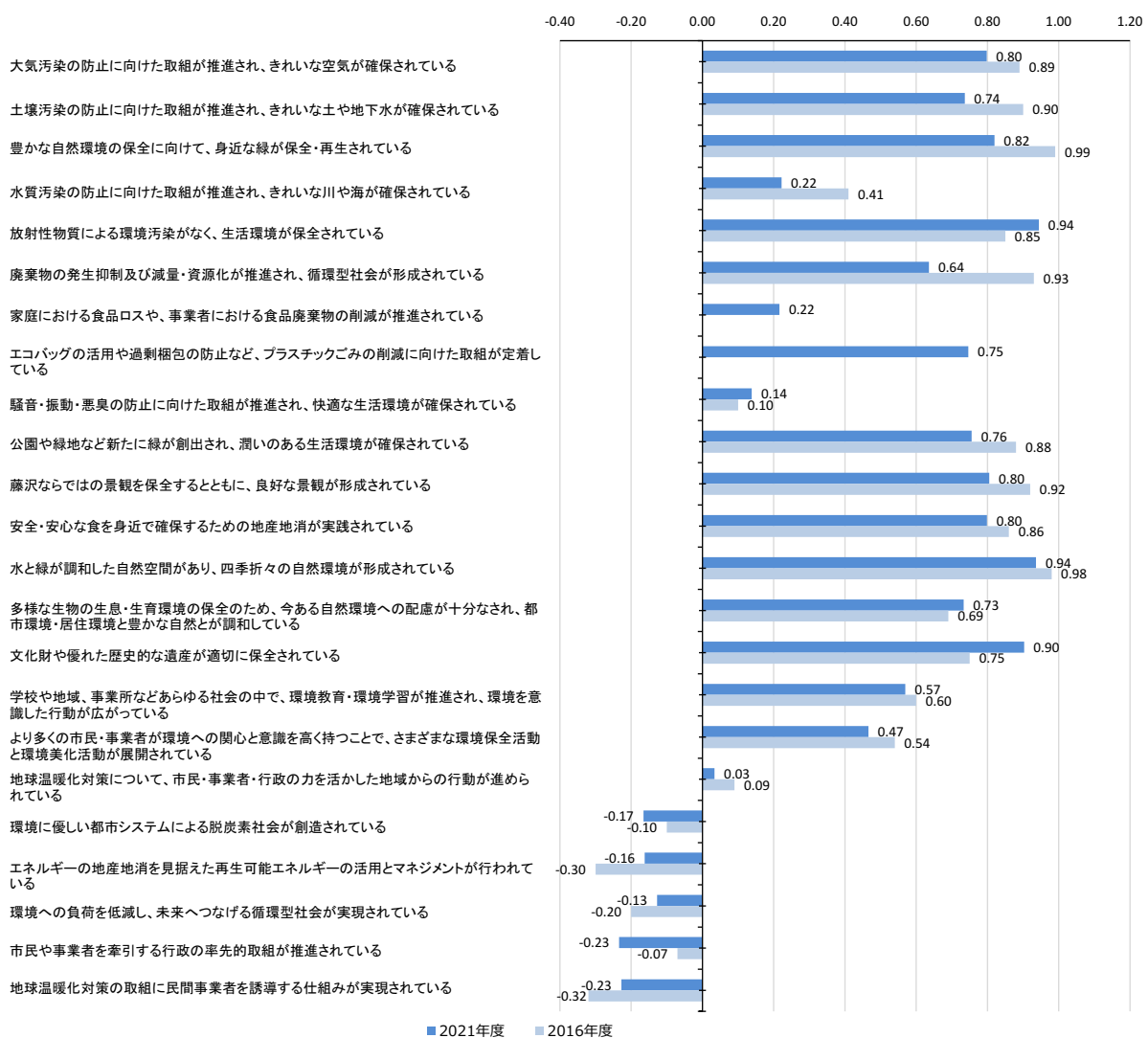
4 環境意識調査

(1) 市民の環境に関する満足度

「市民の環境に関する満足度」について、「満足している＝2」、「まあ満足している＝1」、「やや不満である＝-1」、「不満である＝-2」とし、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「市民の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあります。また、「環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」などの地球温暖化に対する取組や「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている」については、前回調査時と同様に満足度が低い状況にあります。

■市民の環境に関する満足度

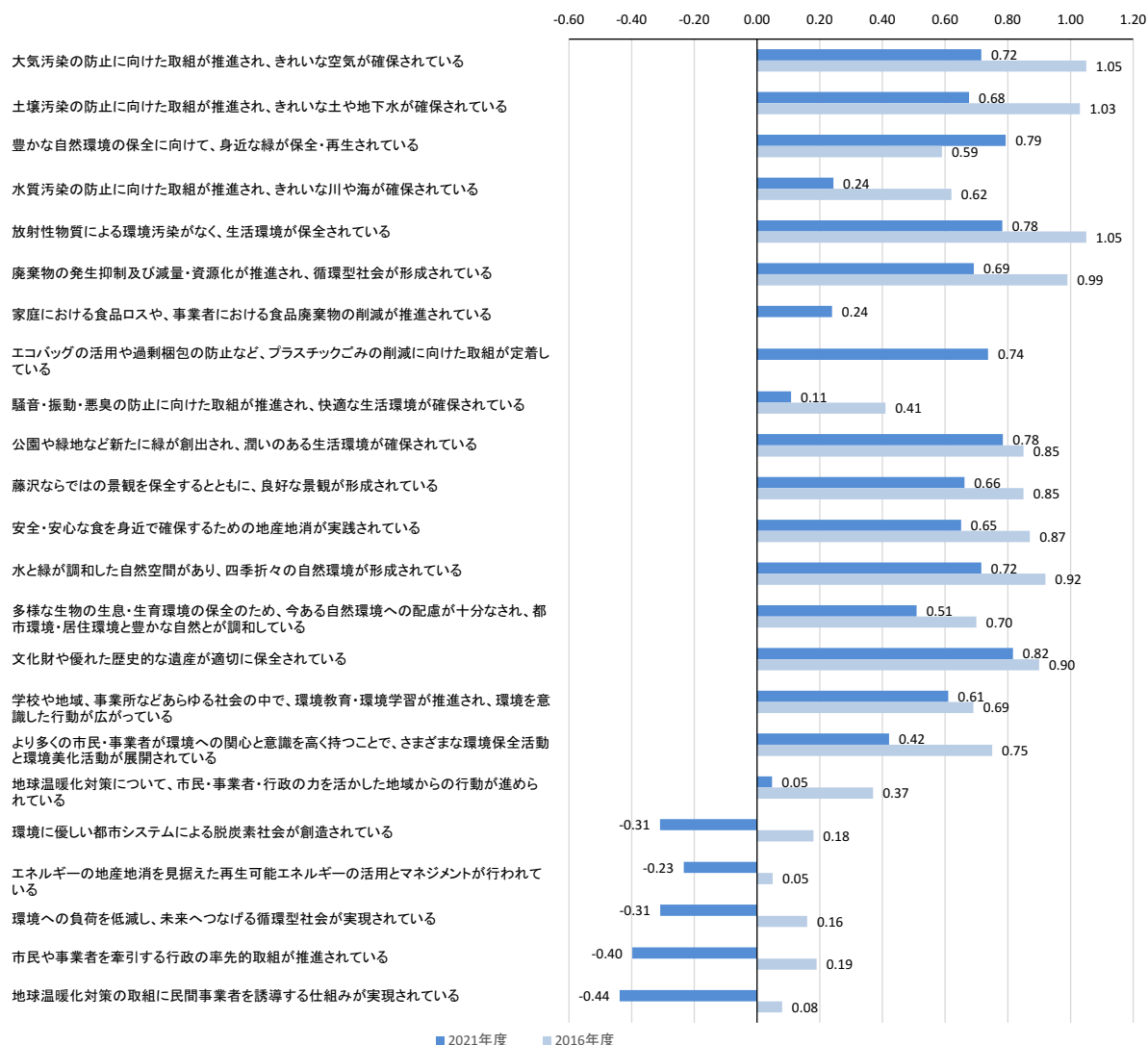


(2) 事業者の環境に関する満足度

「事業者の環境に関する満足度」についても、「市民の環境に関する満足度」と同様に、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「事業者の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあり、特に「環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」については、満足度が大きく低下しています。

■事業者の環境に関する満足度



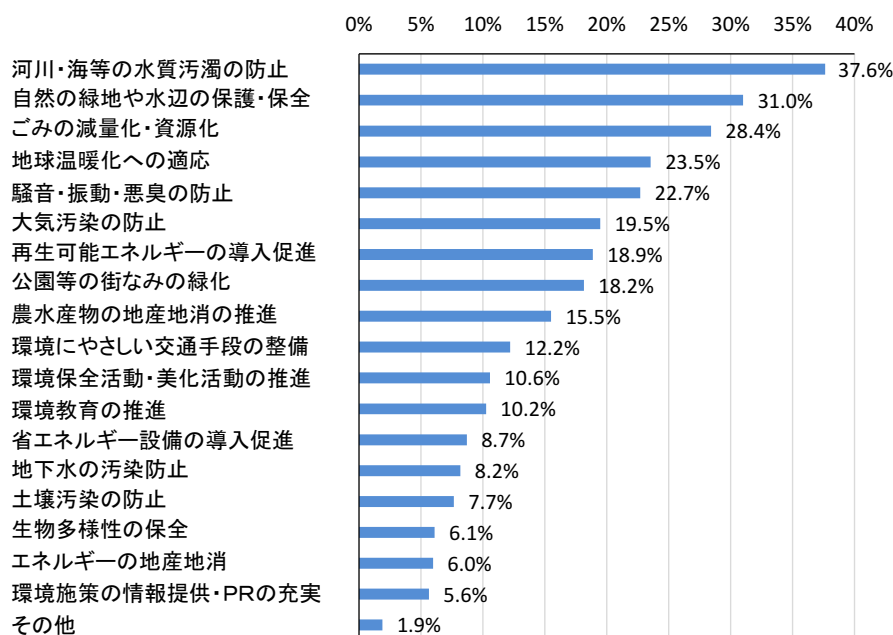
(3) 重点的に進めるべき施策

「重点的に進めるべき施策」については、「河川・海等の水質汚濁の防止」、「自然の緑地や水辺の保護・保全」、「ごみの減量化・資源化」の回答割合が市民・事業者ともに高くなっています。

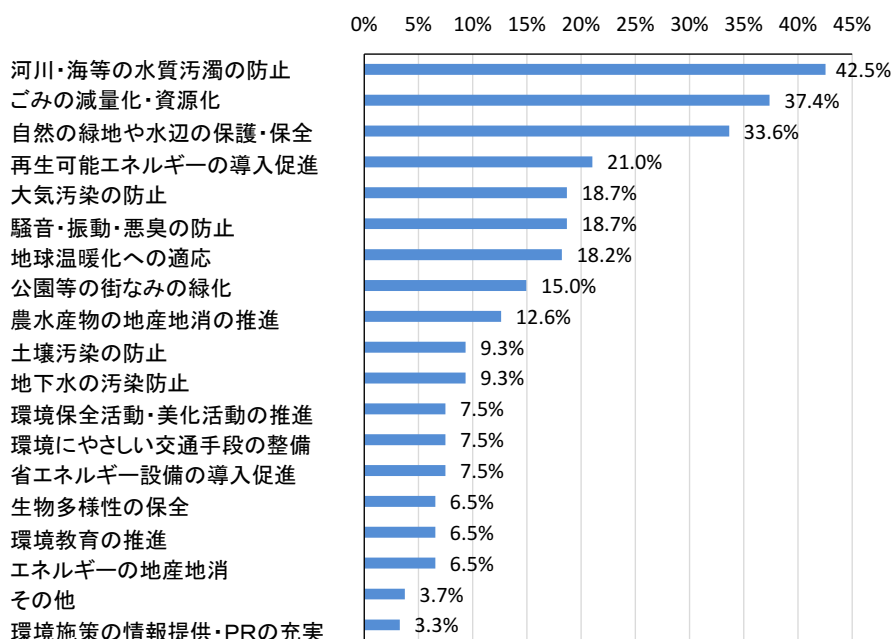
市民における「重点的に進めるべき施策」については、「地球温暖化への適応」、「騒音・振動・悪臭の防止」の回答割合が高くなっています。

事業者における「重点的に進めるべき施策」については、「再生可能エネルギーの導入促進」、「大気汚染の防止」、「騒音・振動・悪臭の防止」の回答割合が高くなっています。

■重点的に進めるべき施策（市民）



■重点的に進めるべき施策（事業者）



(4) 今後の課題

- ・ 脱炭素社会の実現を目指して、公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進や再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策によるエネルギーの地産地消を進めていくことが求められています。
- ・ 地球温暖化対策や自然環境の保全などに行政が率先して取り組むことで、市民・事業者の手本となり、各主体を牽引していくことが求められています。
- ・ 環境負荷の低減や温室効果ガスの削減に向けて、ごみの減量・資源化による循環型社会の形成を進めていくとともに、家庭における食品ロスや事業者における食品廃棄物の削減に向けた取組を行っていくことが求められています。
- ・ 美しい海や河川を次世代に引き継いでいくために、排水対策などの水質汚濁の防止に向けた取組が求められています。
- ・ 自動車や航空機による騒音対策を進めていくとともに、工場や事業所における悪臭防止対策を進めていくことが求められています。

第3章 計画が目指すもの

1 総合環境像

地域から地球に広がる環境行動都市

本市は、現在約 44 万人の人口を有する、県内有数の工業・商業都市である一方、台地・丘陵の縁、河川沿いの樹林地や様々な生物の生息・生育場所となっている谷戸などの多様な自然環境と、農地などと一体となった里山環境を維持している地域を有しています。

このように活発な産業活動、発展する都市のなかで、環境にやさしい生活や事業活動を営みながら、自然環境を守り、次世代に伝えることが市民・事業者・行政に課せられた責任であるといえます。

さまざまな環境問題に対して「地球規模で考え、地域から行動を起こす。」(Think Globally, Act Locally) の視点に立ち、持続可能なまちづくりと脱炭素社会の創造を目指すとともに、市民・事業者・行政との協働・連携による、環境にやさしいまちづくりを推進し、豊かな地域資源や健全な地球環境を次世代へ引き継いでいくことを環境像とします。

2 環境像

環境像 1

快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

大気、土壌・地下水、河川・海の公害を防止するとともに、騒音・振動・悪臭がない快適な生活環境を維持し、魅力のある自然・都市景観が形成され、文化的・歴史的資源が大切にされること。



●環境目標 1-1 大気の保全

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

●環境目標 1-2 土壌・地下水の保全

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

●環境目標 1-3 河川・海の保全

環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

●環境目標 1-4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

●環境目標 1-5 景観の保全・形成

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

●環境目標 1-6 文化的・歴史的資源の活用

文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

環境像2

地域資源を活用し自然とふれあえるまち

河川部や台地、谷戸、海岸部などさまざまな姿で残る緑や引地川や境川の川辺など豊かな地域資源を市民・事業者・行政が協働で保全し、発展していく都市環境と調和しながら存続すること。



●環境目標 2-1 緑と里山の保全

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

●環境目標 2-2 生物多様性の保全

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

●環境目標 2-3 新たな緑の創出

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

●環境目標 2-4 農水産との共存

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

環境像3

資源を持続可能な形で循環しながら利用していくまち

ごみの発生が抑制され、限りある資源を有効に使う環境への負荷が少ない生活や事業活動が浸透し、県や周辺自治体と連携した適正な処理により、持続的な発展を続けられること。



●環境目標 3-1 廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

●環境目標 3-2 廃棄物の適正な処理

廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

環境像4

環境にやさしく、地球環境の変化に適応したまち

みんなが環境に配慮した省エネ行動を実践している新しい生活様式により、環境にやさしく脱炭素化した都市システムが構築され、気候変動による影響を低減し、環境の変化に適応したまちづくりがなされていること。



●環境目標 4-1 地球温暖化の防止

環境に配慮した生活様式が実践され、脱炭素社会が実現されていること

●環境目標 4-2 エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

●環境目標 4-3 環境にやさしい都市システムの構築

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

●環境目標 4-4 気候変動への適応

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

環境像5

次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

市民・事業者・行政の各主体が自ら実際に行動し、また協働・連携して環境保全・環境美化に幅広く積極的に取り組むとともに、本市の豊かな地域資源や健全な地球環境が次世代へ引き継がれていくこと。



●環境目標 5-1 環境教育の推進

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

●環境目標 5-2 各主体による環境保全・環境美化

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること

3 計画の施策体系

地域から地球に広がる環境行動都市

環境像1

快適な環境が
将来にわたって
適切に保全されるまち

環境目標 1-1 大気の保全

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

環境目標 1-2 土壌・地下水の保全

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

環境目標 1-3 河川・海の保全

環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

環境目標 1-4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

環境目標 1-5 景観の保全・形成

藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

環境目標 1-6 文化的・歴史的資源の活用

文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

環境像2

地域資源を活用し
自然とふれあえるまち

環境目標 2-1 緑と里山の保全

豊かな緑が保全・再生され、水と緑が調和した自然にふれあえること

環境目標 2-2 生物多様性の保全

自然環境に配慮し、都市環境と豊かな自然とが調和していること

環境目標 2-3 新たな緑の創出

新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

環境目標 2-4 農水産との共存

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

環境像3

資源を持続可能な形で
循環しながら
利用していくまち

環境目標 3-1 廃棄物の発生・排出抑制

廃棄物の発生・排出抑制を進め、環境負荷が低減されていること

環境目標 3-2 廃棄物の適正な処理

廃棄物の適正な処理を進め、循環型社会が形成されていること

環境像4

環境にやさしく、
地球環境の変化に
適応したまち

環境目標 4-1 地球温暖化の防止

環境に配慮した生活様式が実践され、脱炭素社会が実現されていること

環境目標 4-2 エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消が実現されていること

環境目標 4-3 環境にやさしい都市システムの構築

環境への負荷を低減した都市システムにより、脱炭素社会が実現されていること

環境目標 4-4 気候変動への適応

地球温暖化に伴う影響を評価・低減し、気候変動に適応していること

環境像5

次の世代の中心
となって活躍する人が
育つまち

環境目標 5-1 環境教育の推進

市民・事業者・行政で、環境を意識した行動が広がっていること

環境目標 5-2 各主体による環境保全・環境美化

市民・事業者・行政が協力して、さまざまな環境保全・環境美化が展開されていること